

# 介護職員初任者研修

## 学 則

### 1. 開講の目的

介護職員として介護サービスに従事しようとする者が、業務を遂行する上で必要な最低限の知識・技術等を習得し、それを実践する際の考え方のプロセスを身に付けることを目的に研修を実施する。

### 2. 研修の名称

介護職員初任者研修

### 3. 実施場所

講 義 : 大分県臼杵市野津町大字野津市 1050 野津保健センター

実 技 : 同 上

実 習 : 別紙のとおり

### 4. 研修期間

実習を含めて 27日間

### 5. カリキュラム

別紙のとおり

### 6. 講師氏名

別紙のとおり

### 7. 研修修了の認定方法

カリキュラムに全日程滞りなく出席し、介護技術の習得をし、全日程終了後に行う筆記試験（100点満点）の結果が8割に到達したものを修了とする。

ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講等の代替措置を行うことにより出席とみなす。

また、介護技術の習得が未熟である者や、筆記試験において8割に到達しない者については、必要に応じて補講や再テストを行い、基準になるまで指導する。

### 8. 募集時期及び開講時期

講座開講前の1～2ヶ月間（定員になり次第、締切）

## 9. 受講資格

介護職員として介護サービスに従事しようとする者で、全日程を受講できる者。また申込時に本人確認の書類が掲示できる方に限る。

### 10. 受講定員

定員 12名

### 11. 受講手続

おおいた県南地域福祉事業所に電話連絡後、申込書に必要事項（氏名・電話番号・住所等）を記入して申し込む。

※基金訓練・職業訓練受講対象者は、ハローワークを通じて受講の手続きを行う。

### 12. 研修受講に係る費用等

※地域人づくり事業の活用を行うことによる開講のため、受講料を無料とする。  
ただし、テキスト代 7,500 円と諸経費は実費。

### 13. 研修欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取り扱い

補講はおおいた県南地域福祉事業所にて、後日行う講座を受講し、費用は必要としないが、急を要する場合は、他事業所で受講し、その場合は別途受講料（その都度相談）を支払うものとする。

### 14. 使用テキスト等

介護職員初任者研修テキスト 全5巻（日本労協連・日本高齢協連 編）

### 15. 研修受講に関する連絡先及び担当者名

特定非営利活動法人ワーカーズコープ おおいた県南地域福祉事業所（担当：柿村優実）  
〒879-2111 大分県大分市大字本神崎 73-1（大分東部地域福祉事業所ゆりかご 内）

TEL：097-524-8088（代理）／080-8567-0756（携帯）

FAX：097-524-8089 ／ E-mail：ooita-m@roukyou.gr.jp または y-kakimura@roukyou.gr.jp

### 16. その他の事項

研修修了者は、大分県の管理する修了台帳に記載される。

受講に際し、明らかに他の受講者に迷惑をかける場合や受講生としての自覚に欠ける場合、または事務局の再三の注意に従わず、改善が見られない時は、退校処分にするものとし、受講料の返金には応じない。